

開発行為等に伴う配水管布設工事の事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、蒲郡市水道事業給水条例施行規程（昭和42年水道管理規程第7号。以下「施行規程」という。）第5条第1項に規定する開発行為等に伴う配水管布設工事の設計及び施工について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 開発行為 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条に規定する許可を受けた開発行為のうち、市に寄附することを前提として当該区域内に道路を築造するものをいう。
- (2) 開発行為等 開発行為並びに住宅、農業又は工場用地等を整備する事業をいう。
- (3) 開発道路 開発行為等の区域内に築造する市に寄附することを前提とした道路をいう。
- (4) 開発行為者 開発行為等を行う者をいう。
- (5) 配水管布設工事 配水管の布設、配水管の布設替及び当該配水管に付属する弁栓類の設置工事をいう。

(適用範囲)

第3条 この要綱の適用範囲は、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 開発道路に布設する配水管
- (2) 前号の配水管と既設の配水管に接続する配水管
- (3) 開発行為等の区域内に設置する給水装置

(実施設計)

第4条 配水管布設工事は、法令で定めるもののほか、蒲郡市水道事業が定める設計基準（以下「設計基準」という。）に基づくものとする。

(施工方法)

第5条 配水管布設工事は、市又は開発行為者が施工するものとする。

(施工業者)

第6条 開発行為者が配水管布設工事を施工する場合において、当該工事の施工を

行う者（以下「施工業者」という。）を選定するときは、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 蒲郡市入札参加資格者名簿の建設工事の水道施設工事に登録されている者
- (2) 過去3年間に蒲郡市水道事業発注の水道施設工事を施工した実績を有する者
（許可の申請）

第7条 開発行為者は、水道施設設置許可申請書（第1号様式）に次に定める書類を添付し、市長に申請するものとする。

- (1) 開発行為許可申請書の写し
- (2) 位置図
- (3) 公図
- (4) 平面図、配管図、標準断面図等
- (5) その他市長が必要と認める書類
（許可の決定）

第8条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、この申請を許可するときは、水道施設設置許可書（第2号様式）を交付するものとする。

- 2 開発行為者は、前項の許可を受けたときは、蒲郡市水道事業給水条例（昭和34年蒲郡市条例第7号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定に基づき、速やかに給水装置工事申込書を市長に提出するものとする。

（工事の施工）

第9条 開発行為者は、工事着手する前に、工事着手届（第3号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 主任技術者通知書
- (2) 工程表
- (3) 施工計画書
- (4) 使用材料一覧表（第4号様式）及び承認図等
- (5) 配管作業に従事する者の資格の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

- 2 開発行為者は、配水管布設工事の材料について、設計基準に定めるものを使用するものとする。ただし、設計基準に定めのない特別な材料を使用するときは、あらかじめ市長の許可を受けるものとする。

- 3 施工業者は、工事施工について、条例並びに施行規程に定めるもののほか、標

準仕様書（愛知県建設部）、工事標準仕様書[追録]（愛知県企業庁）、蒲郡市水道工事仕様書及び設計基準を遵守するものとする。

- 4 開発行為者は、配水管布設工事の計画内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けるものとする。

（市監督員の職務）

第10条 市監督員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 適正な施工のための施工業者に対する指示、承諾又は協議に関すること。
- (2) 立会い、施工状況の検査又は使用材料の試験若しくは検査に関すること。
- (3) 断水・通水作業に関すること。

（工事の完了及び検査）

第11条 開発行為者は、配水管布設工事が完了したときは、工事完了届（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に提出するものとする。

- (1) 出来形測定図書
- (2) オフセット管理表
- (3) 工事写真帳
- (4) 継手チェックシート
- (5) 日報
- (6) その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の届出を受理したときは、市長の指定する職員を検査員とし、施工業者立会いのうえ、完了検査を行うものとする。

- 3 市長は、前項の完了検査を合格としたときは、水道施設完了検査結果通知書（第6号様式）により、合格した旨を速やかに開発行為者へ通知するものとする。

- 4 開発行為者は、検査の結果が合格するまで工事の手直しを行い、検査を受けるものとする。

（寄附）

第12条 開発行為者は、前条第3項の規定による通知を受けたときは、水道施設寄附申出書（第7号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 開発行為許可申請書の写し
- (2) 開発行為に関する工事の検査済証の写し
- (3) 位置図

- (4) 平面図、配管図、標準断面図等
 - (5) 市監督員の指定する写真
 - (6) 工事完了図
 - (7) 土地整理図、土地の登記事項証明書
 - (8) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の申出を承認したときは、水道施設寄附の受領証（第8号様式）により、開発行為者へ通知するものとする。

（雑則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
（開発行為等に伴う上水道施設設置に関する取扱い基準の廃止）
- 2 開発行為等に伴う上水道施設設置に関する取扱い基準は、廃止する。

（経過措置）

- 3 この要綱施行の際、現に市長の許可を受けている開発行為等に伴う配水管布設工事については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和2年12月28日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際、改正前の開発行為等に伴う配水管布設工事の事務取扱要綱の規定による諸様式の内紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。